

特定状態共済金の請求および受領に関する同意書

U A ゼンセン 福祉 共済 互助 会
全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop） 御中

私は、このたび、U A ゼンセン生命共済の特定状態共済金を請求および受領するにあたり、下記の取り扱いについて同意します。

記

（特定状態共済金支払い後の掛金）

1. 特定状態共済金の支払いを受けたあと、特定状態共済金の請求書類をU A ゼンセン福祉共済互助会ならびにこくみん共済 coop が受け付けた日（以下「請求日」といいます。）からその日の属する共済期間（以下「当該共済期間」といいます。）の満了日までの、請求時に特定状態共済金として指定した金額（以下「指定共済金額」といいます。）に相当する基本契約部分にかかる掛金について、U A ゼンセン生命共済規定第 38 条第 6 項に定めるとおり、指定共済金額から差し引かず、当該共済期間の満了日まで特定状態共済金を請求する前と同じ額の掛金が徴収されること。

（特定状態共済金支払い後の当該共済期間中の死亡共済金または重度障害共済金）

2. 特定状態共済金の支払いを受けた後、当該共済期間の満了日までに、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が発生した場合は、指定共済金額に相当する基本契約部分を減額した後の基本契約部分に対する死亡共済金または重度障害共済金が支払われること。また、その基本契約部分は、特定状態共済金の請求日に遡って減額されること。

（特定状態共済金支払い後の生命共済の更新）

3. 特定状態共済金の支払いを受けた後、生命共済を更新する場合には、指定共済金額に相当する額を減額して更新すること。

（更新日に減額の事務処理が間に合わなかった場合等の取扱い）

4. 共済事故発生日（請求日）直後の更新日に、生命共済の減額の事務処理が間に合わなかった場合は、U A ゼンセン福祉共済互助会とこくみん共済 coop の間で協議した方法により取り扱われること。

2000年 11月 1日

共済契約者

住 所 東京都千代田区九段南 4 - 8 - 16

氏 名 共済 太郎



(2022年3月版)